

改正FIT法で増えるトラブル



室田正博代表理事

09年から住宅用で始まった太陽光発電制度は、その後12年から非住宅用太陽光発電システムも対象になった影響により、導入数が飛躍的な伸びを見せました。その契約数は09年から14年の5年間でおよそ3倍まで膨れ上がり、その後も普及は進んでいます。なお、経済産業省の発表によりますと17年3月時点では27・4万件の太陽光発電システムが導入されていることが分かります。もちろん、太陽光発電が普及すればするほどトラブルも発生してきます。

一例を挙げればオーナーと太陽光発電事業者のトラブルとしては、「設置工事引き渡しの時にきちんと機器の検査をしておらず、想定している発電量がない」ということがあります。オーナーと近隣住民とのトラブルでいえば、「パネル洗浄の際の騒音や敷地内にまく除草剤が近隣にも影響を及ぼしてしまう」などがあります。

私たち「太陽光発電メンテナンス技士」は、メンテナン

09年から住宅用で始まった太陽光発電制度は、その後12年から非住宅用太陽光発電システムも対象になった影響により、導入数が飛躍的な伸びを見せました。その契約数は09年から14年の5年間でおよそ3倍まで膨れ上がり、その後も普及は進んでいます。なお、経済産業省の発表によりますと17年3月時点では27・4万件の太陽光発電システムが導入されていることが分かります。もちろん、太陽光発電が普及すればするほどトラブルも発生してきます。

一例を挙げればオーナーと太陽光発電事業者のトラブルとしては、「設置工事引き渡しの時にきちんと機器の検査をしておらず、想定している発電量がない」ということがあります。オーナーと近隣住民とのトラブルでいえば、「パネル洗浄の際の騒音や敷地内にまく除草剤が近隣にも影響を及ぼしてしまう」などがあります。

私たち「太陽光発電メンテナンス技士」は、メンテナン

裁判によらず、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR（裁判外紛争解決手続）。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことであるだろう。今回、法務大臣認証機関である（一社）日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「太陽光発電メンテナンス技士」とトラブルとの関わりについて、（一社）太陽光発電安全保安協会の室田正博代表理事から解説してもらおう。

太陽光発電メンテナンス技士

ス業務の際に機器不良を発見したり、トラブルの際に調査を依頼されるという形でトラブルは最も多くあります。発覚するトラブルの最も多い原因は先にもありました「事業者による機器の検査不足」ですが、私たちは調査結果をオーナーに第三者として報告するという役割を務めてきました。

今後、私たちが関わる太陽光発電に関するトラブルは確実に増えしていくことでしょう。なぜならば、部品や機器類の経年劣化が設置後10年前後をめどに増えてくると予想されるとともに、太陽光発電のメンテナンスを義務化した「改正FIT法」が17年4月1日に施行されたからです。ここで実施されるメンテナンスの際に「実は設置当初より機器の不具合があった」ということが露頭すると考えられるので、そしてそれに伴い、太陽光発電メンテナンス技士の役割は一層大きくなってくると思います。

● 法務大臣認証ADR機関
一般社団法人日本不動産仲調査機関
電話 03 (3524) 8013

● 「太陽光発電メンテナンス技士」資格実施団体
一般社団法人太陽光発電安全保安協会 電話 03 (6661) 0704

ADRの現場から

⑩ 話し合いでトラブルを解決

裁判によらず、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR（裁判外紛争解決手続）。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことであるだろう。今回、法務大臣認証機関である（一社）日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「太陽光発電メンテナンス技士」とトラブルとの関わりについて、（一社）太陽光発電安全保安協会の室田正博代表理事から解説してもらおう。

ス業務の際に機器不良を発見したり、トラブルの際に調査を依頼されるという形でトラブルは最も多くあります。発覚するトラブルの最も多い原因は先にもありました「事業者による機器の検査不足」ですが、私たちは調査結果をオーナーに第三者として報告するという役割を務めてきました。

今後、私たちが関わる太陽光発電に関するトラブルは確実に増えていくことでしょう。なぜならば、部品や機器類の経年劣化が設置後10年前後をめどに増えてくると予想されるとともに、太陽光発電のメンテナンスを義務化した「改正FIT法」が17年4月1日に施行されたからです。ここで実施されるメンテナンスの際に「実は設置当初より機器の不具合があった」ということが露頭すると考えられるので、そしてそれに伴い、太陽光発電メンテナンス技士の役割は一層大きくなると

光発電システムのメンテナンスです。太陽光発電事業者として両当事者に説明、続いだり、トラブルの際は大変な労力が必要になります。太陽光発電事業者としてトラブルを抱えるも、自社でトラブルを抱えることは大変な労力が必要になります。太陽光発電事業者としてトラブルの当事者となつたオーナーとともに、事業者の役にも立つべきと考えています。今後より必要になってくる太陽

ナス技士であれば、トラブルの原因を突き止め、第三者として両当事者に説明、続いだり、トラブルの有無のメンテナンス」やその解決にも一層力を注いでいきます。